

物件番号6-東川森林事務所管内の国有林林道等

廻送料（距離別・廻送車別）

種 別	運搬距離	廻送料	搬入(実車)	搬出(実車)	金 額
廻送料内訳 (5t)	片道10kmまで		1	1	
	片道20kmまで		1	1	
	片道30kmまで				
	片道40kmまで				
	片道50kmまで				
廻送料内訳 (8t)	片道10kmまで		1	1	
	片道20kmまで		1	1	
	片道30kmまで				
	片道40kmまで				
	片道50kmまで				
廻送料内訳 (12t)	片道10kmまで		1	1	
	片道20kmまで		1	1	
	片道30kmまで				
	片道40kmまで				
	片道50kmまで				
計			6	6	

契 約 条 件

- 1 機械の運転については、賃借人の指定する監督職員の指示どおり実施し、運転時間の確認を受けること。
- 2 賃借人は必要があるときは、賃貸人と協議して期間を短縮し、又は延長することができる。
- 3 機械の運転に要する燃料、油脂類、実行に伴う運転手の賃金、旅費（宿泊料、交通費）並びに機械の保管、管理、修理費、その他機械の使用に要する費用はすべて賃貸人の負担とする。
- 4 作業中の労働災害及び機械の破損等の損害は、賃貸人の負担とする。
ただし、天災その他不可抗力による損害については、国有林野事業工事請負契約約款第30条を準用するものとする。
- 5 この契約による代金は、契約単価に運転時間（賃借人の都合により、1日の運転時間が2時間に満たない場合は2時間）を乗じて得た金額と、機械の廻送に要する経費の合計額とする。廻送料は、入札の際に提出した作業経費内訳書に基づき算出した金額とする。
- 6 賃貸人は、業務が完了したときは、その旨を賃借人に通知しなければならない。
- 7 賃貸人は1ヶ月毎に賃借人の指定する係員の検査を受けた既成部分について代金を請求することができる。
- 8 前項の既成部分について、運転時間の累計に端数を生じた場合は、30分以上は切上げ、30分未満は、切捨てるものとする。
- 9 賃借人は、7項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に代金を支払わなければならない。
- 10 賃貸人は、賃借人が前項の期間を経過して支払遅延となったときは、期限の翌日から支払った日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定により決定された率に乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 11 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 12 賃貸人は、この業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 13 この契約に定めのない事項については、必要に応じて賃借人賃貸人協議して定めるものとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 賃借人は、賃貸人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 賃借人は、賃貸人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 賃貸人は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 賃貸人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 貸貸人は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 貸借人は、貸貸人が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 貸借人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより貸貸人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 貸貸人は、貸借人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、貸借人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 貸貸人は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貸借人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。